

いじめや虐待をなくし、子どもの人権を守ろう

子どもは、大人以上に人権を侵害されやすく、社会的に保護され、守られなければならない存在です。

子どもには、次の権利があります。(岐阜市子どもの権利に関する条例(平成 18 年 3 月 27 日 条例第 15 号)より抜粋)

※ 自分の思いをうまく言葉で伝えることができない乳幼児も健やかに成長するために同じ権利があります。



第 2 条 この条例において「子ども」とは、18 歳未満の人その他これらの人と等しく権利を持つことがふさわしいと認められる人をいいます。

安全に安心して生きる権利 第 4 条

子どもは、家庭や社会の中で個人として尊重され、安全に安心して生きるために、主として次にかかげる権利が保障されます。

- (1) 命が大切にされること。
- (2) 愛情を持って育まれること。
- (3) 健康に配慮され、適切な医療の提供が受けられること。
- (4) あらゆる差別を受けないこと。
- (5) 虐待、暴力、いじめなどを受けないこと。
- (6) 性的に不当なあつまいを受けないこと。

のびのびと育つ権利 第 5 条

子どもは、社会の中で一人の人間としてより良く育つために、主として次にかかげる権利が保障されます。

- (1) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (2) 自分に関することを主体的に決めること。
- (3) 遊んだり、文化、芸術、スポーツに親しんだりすること。
- (4) 学ぶこと。
- (5) 安心して心や体を休ませること。
- (6) 放任されず、適切な生活習慣や基礎的な社会性を身につけること。



自分を守り、自分が守られる権利 第 6 条

子どもは、自分を守り、自分が守られる権利があります。そのために、主として次にかかげる権利が保障されます。

- (1) 権利を侵害される状況からのがれること。
- (2) 成長をさまたげる状況から保護されること。
- (3) 個人の秘密が守られること。
- (4) 人格を傷つけられないこと。



意見を述べ、参加する権利 第 7 条

子どもは、自分に影響をおよぼすすべての事柄について意見を述べる権利があり、仲間と集い、参加する権利があります。そのために、主として次にかかげる権利が保障されます。

- (1) 必要な情報を取得すること。
- (2) 自己表現や意見の表明ができ、それらが尊重されること。
- (3) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (4) 年齢や成長に応じて社会に参画し、意見が反映されること。

適切な支援を受ける権利 第 8 条

子どもは、国籍のちがいが、障害のあるなしその他置かれた状況に応じ、必要に応じて適切な支援を受けることができます。

児童虐待とは 児童虐待防止法で、4 つに分類されています。これらが重複して起こることも少なくなりません。

×**身体的虐待**× 子どもの身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えることです。



- 殴る ● 蹴る ● 叩く ● 投げ落とす
- 首をしめる ● 溺れさせる
- タバコの火を押し付ける ● 戸外に締め出す
- 泣き止まない赤ちゃんを激しく揺さぶる など

×**心理的虐待**× 子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うことです。

- 言葉で脅す ● 他のきょうだいと著しく差別した扱いをする ● 無視や拒否的な態度を示す ● 子どもの自尊心を傷つけるような言動がある ● 子どもの存在を否定する ● 子どもの前で配偶者などに暴力を振るう など

×**ネグレクト**× 子どもの心身の正常な発達を妨げるような減食、長時間の放置、同居人等の虐待行為の放任など、保護者としての監護を著しく怠っていることです。

- 食事を与えない ● 入浴をさせない ● 汚れた衣服を着続けさせる ● 重大な病気やケガをしていても、医師の診察を受けさせない ● 子どもの意思に反して学校などに行かせない ● 車や家の中に乳幼児を放置する など

×**性的虐待**× 子どもにわいせつな行為をしたり、させたり、見せたりすることです。

- 性的ないたずら(触る/触らせる)をする
- 性器を見せる
- 子どもの裸を撮影する など



「虐待」と「しつけ」の違いは？

「しつけ」とは、基本的な生活習慣や社会の規則・礼儀・作法など、社会生活を送るために必要なことを身に付けられるよう、根気よく伝えていくことです。子どもの発達や理解度を考慮しながら行っていくもので、暴力や暴言で子どもを保護者に従わせることはありません。いくら保護者が、子どもをかわいいと思い、子どものためを思っている行為でも、子どもにとって有害ではないかと考える必要があります。

〈児童虐待の相談・通告先〉

◎緊急を要する場合は **110 番** 通報をお願いします。

● 児童相談所虐待対応ダイヤル

※ 岐阜市内からかけると、岐阜県中央子ども相談センターにつながります。24 時間 365 日対応しています。

いちはやく
1 8 9
(無料)

● 岐阜県中央子ども相談センター

058-201-1582

● 岐阜市子ども・若者総合支援センター

058-269-1600

エールぎふ

(虐待通告専用)

あなたならどうしますか？「身近に住む子どもが虐待を受けている疑いがあると感じたときの行動」

A	市の相談窓口や警察などに通報したり、民生委員・児童委員など、身近な人に相談したりする。
B	まず、自分で本人や家族、施設から話を聞いてみる。
C	虐待があることを確かめたわけではないので、通報することや相談することをためらう。

最近の子どもの人権にかかわる主な動き

年	動き	岐阜市の主な動き(抜粋)
現在 2024 R6	5月「こどもまんなか実行計画 2024」決定(以降、毎年改定予定)	令和7年4月から、福祉医療費受給者(子ども)の対象年齢が18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大。(令和6年9月市議会での議決を経て、令和7年4月診療分から拡大「岐阜市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」を制定。)
2023 R5	4月「こども家庭庁」発足 「こども基本法」施行 12月閣議決定 ・「こども大綱」 ・「こども未来戦略」 ・「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」 ・「こどもの居場所づくりに関する指針」 ※従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込んだもの。	4月「岐阜市柳ヶ瀬子育て支援施設 ツナグテ」開設 0歳から小学生までの子どもたちが、遊びを通して学び、成長し、探求力を高めることを目的としている。 岐阜市柳ヶ瀬子育て支援施設
2022 R4	6月「こども基本法」公布 子どもの権利を守り、国等の施策に子どもや子育て当事者の意見を反映させていく方針を明確にする。	
2021 R3		4月「岐阜市立草潤中学校」開校 東海地区初の公立学びの多様化学校(不登校特例校)
2020 R2		9月「岐阜市いじめ防止対策推進条例」制定、施行(毎月3日を「いじめを見逃さない日」と定める。) 12月「岐阜市教育大綱(改定)」
2019 R1	「改正児童虐待防止法」と「改正児童福祉法」成立(令和2年4月より施行) 保護者によるしつけに際しての体罰禁止や、民法上の親のこどもに対する「懲戒権」の見直しの検討、児童相談所の機能強化。	7月岐阜市立中学校の生徒が、いじめを主要因として自死するという大変痛ましい出来事が起こる。
2017 H29	3月「いじめの防止等のための基本的な方針」(改定) 「いじめ防止対策推進法」では、けんかやぶざけ合いであってもいじめか否かを判断すること、いじめ防止の取組状況を学校評価に位置付けること、いじめの情報を校内で共有しないことがいじめ防止対策推進法の規定に違反し得ること、道徳教育の充実、いじめ解消の定義などが明記される。	
2014 H26		4月「岐阜市いじめ防止等対策推進条例」施行 「岐阜市子ども・若者総合支援センター(エールぎふ)」設置 子育て、児童虐待、発達障がい、不登校、いじめ、就学・就労等について相談支援を行っている。 学校等におけるいじめの防止に資するとともに、生活上のさまざまな悩みや困難を有する子ども・若者に対し、一人ひとりの状況に応じ、福祉、教育その他の関連分野における総合的な支援を行っている。
2013 H25	6月「いじめ防止対策推進法」公布 9月施行 いじめ防止、早期発見や対処のための対策に関する基本方針を定め、国や地方公共団体、学校、関係者の連携のもと、いじめ問題の克服における取組が始まる。 いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義。	「岐阜市子育て支援会議」設置 子ども・子育て支援に関する施策等の推進等に関する事項について審議している。
2012 H24	「民法等の一部を改正する法律」(虐待を防ぐための親権の停止制度)新設	
2010 H22		「岐阜市子どもの権利推進委員会」が3月に「子どものいじめ問題に関する提言書」提出以降、提言を受けた取組の実施及び審議を重ねてきており、幅広い分野において子どもの権利保障の実施状況を確認した上で、更なる子どもの権利の保障を推進している。
2009 H21	「青少年が安全に安心してインターネット上を利用できる環境の整備等に関する法律」(青少年インターネット環境整備法)施行	
2006 H18		4月「岐阜市子どもの権利に関する条例」施行 「岐阜市子どもの権利推進委員会」を設置 子どもが一人の人間として、自分らしく安心して暮らしていくことができる環境を築き、子どもの権利を総合的に保障することを宣言する。
2000 H12	「児童虐待防止法」施行 児童の心身の成長に多大な影響を与える児童虐待を防止するため	
1999 H11	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(児童買春・児童ポルノ禁止法)」施行 児童に対する性的搾取や性的虐待を防止するため	
1994 H6	「児童の権利に関する条約」批准 子どもを単に保護の対象として見るのではなく、生存や保護、発達、意見表明などの権利を行使する主体として位置づけている	

これ以前は省略しています

正しく知ることが
相手を思いやることに
つながります



岐阜市人権啓発シンボルマーク
「あったかハートちゃん」
2003(H15)年より使用